

# 特殊車両の指導・取締を実施しました

多治見砂防国道事務所

多治見砂防国道事務所では、道路の保全と交通の危険防止を図るため、岐阜県多治見警察署の協力を得て、現地において特殊車両等の指導・取締りを行っています。道路を通行する車両については、寸法や重量を制限(一般的制限値)しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。

1. 日時 平成28年9月16日(金) 13時30分～15時30分
2. 場所 岐阜県土岐市泉町河合地先 (国道19号46.7kp) 土岐車両重量計測所
3. 取締内容 特殊車両の許可証の有無及び携帯の確認、許可内容や許可条件の確認、車両の計測(重さ、高さ、長さ、幅)
4. 取締結果 車両計測所に5台引き込み、うち違反車両5台(総重量違反1台、無許可1台、通行条件違反3台)



位置図



車両の計測(重さ)



多治見警察による車両誘導



指導・啓発状況



車両の計測(長さ)



車両の計測(高さ)



車両の計測(幅)

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたとときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件(走行時間帯、誘導車の配置、徐行など)を付してその通行を許可しています。